2　法第二十六条の十第二項の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法第六十八条の六十八第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、租税特別措置法施行規則第二十二条の六十二第一項の規定にかかわらず、法第二十六条の十第二項に規定する場合における土地等の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）が同条第二項に規定する事業の用に供される土地等の譲渡に該当するものであることにつき市町村長の当該土地等が同項に規定する区域内にある土地等である旨及び当該土地等の買取りをする者が帰還環境整備推進法人である旨を証する書類並びに当該帰還環境整備推進法人の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類を連結確定申告書等に添付することにより証明がされたときとする。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

（避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例）

第十四条の二の二　法第三十八条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第七十条の四第十五項の税務署長の承認を受けようとする同条第一項に規定する受贈者が令第二十九条の二の二第三項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四十条の六第二十九項の申請書を提出する場合には、当該申請書に法第三十八条の二の二第一項の規定の適用に係る譲渡をした同項に規定する農地等が所在する市町村の長（当該農地等を令第二十九条の二の二第二項各号に掲げる事業の用に供するために譲渡をした場合にあっては、市町村の長又は福島県知事）の書類で当該農地等が法第三十八条の二の二第一項に規定する特例対象区域内に所在すること及び当該農地等を同項に規定する特例対象事業の用に供するために譲渡をしたことを証するもの（当該譲渡に係る当該農地等の明細及び当該譲渡をした年月日を記載したものに限る。）を添付しなければならない。

2　法第三十八条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第七十条の四第十五項の税務署長の承認を受けた同条第一項に規定する受贈者に対する租税特別措置法施行規則第二十三条の七及び第二十三条の八の規定の適用については、同令第二十三条の七第二十三項中「譲渡等があつた日から一年」とあるのは「農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第四号に規定する避難指示の対象となつた区域に係る当該避難指示の全てが解除された日から五年」と、「遅滞なく、」とあるのは「遅滞なく、当該農地又は採草放牧地が所在する市町村の長の書類で当該農地又は採草放牧地が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二の二第一項に規定する特例対象区域内に所在することを証するもののほか、」と、同令第二十三条の八第三項第九号中「承認で」とあるのは「承認で東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二の二第三項の規定により読み替えて適用される」とする。

3　第一項の規定は、法第三十八条の二の二第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第七十条の六第十九項の税務署長の承認を受けようとする同条第一項に規定する農業相続人が令第二十九条の二の二第四項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四十条の七第二十九項の申請書を提出する場合について準用する。この場合において、第一項中「に法第三十八条の二の二第一項」とあるのは「に法第三十八条の二の二第二項」と、「農地等」とあるのは「特例農地等」と読み替えるものとする。

4　法第三十八条の二の二第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第七十条の六第十九項の税務署長の承認を受けた同条第一項に規定する農業相続人に対する租税特別措置法施行規則第二十三条の八の規定の適用については、同条第十八項中「譲渡等があつた日から一年」とあるのは「特例農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第四条第四号に規定する避難指示の対象となつた区域に係る当該避難指示の全てが解除された日から五年」と、「第二十三条の七第二十三項第一号ハ」とあるのは「第二十三条の七第二十三項中「遅滞なく、」とあるのは「遅滞なく、当該農地又は採草放牧地が所在する市町村の長の書類で当該農地又は採草放牧地が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二の二第一項に規定する特例対象区域内に所在することを証するもののほか、」と、同項第一号ハ」と、「法」とあるのは「法」とする。

第十六条の三の次に次の一条を加える。

（帰還環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等の税率の軽減）

第十六条の四　法第四十条の四の規定の適用を受けようとする同条に規定する帰還環境整備推進法人は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定についての福島復興再生特別措置法第三十三条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村の長（当該帰還環境整備推進法人を同法第四十八条の十四第一項の規定により指定をしたものに限る。）の証明書で、当該帰還環境整備推進法人が令第三十一条の三に規定する要件を満たすものであること、当該帰還環境整備推進法人が法第四十条の四に規定する帰還環境整備事業計画に記載された同条各号に掲げる事業の用に供するために同条に規定する避難解除区域等内において当該登記に係る土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の取得をしたこと及び当該取得の日の記載があるものを添付しなければならない。

2　法第四十条の四第一号に規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第八条第一項（第七号に係る部分に限る。）に規定する事業とする。

3　法第四十条の四第二号に規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第八条第一項（第八号に係る部分に限る。）に規定する事業とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の二の二第二項の改正規定の前に次のように加える。

第五条の二第五項中「あるのは」を「あり、及び同条第八項中「法第四十一条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは」に改める。

附則中「施行する」の下に「。ただし、第五条の二第五項の改正規定は、平成三十二年十月一日から施行する」を加える。

○財務省令第二十号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第百三十六条の規定に基づき、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　財務大臣　麻生　太郎

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一の様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。

○財務省令第二十一号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第三項、第五条第一項並びに第六条第一項及び第二項の規定に基づき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　財務大臣　麻生　太郎

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項第二号イ(1)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同号ハ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同項第六号ニ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第六項中「保存義務者は、」の下に「当該承認を受けている」を、「定める書類」の下に「（以下この項及び次項において「一般書類」という。）」を加え、「国税関係書類に係る」を「一般書類に係る」に改め、同条に次の二項を加える。